

令和3年度地方公共団体における効果的な熱中症予防対策
の推進に係るモデル事業
公募要領

※ 新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、今後、内容等に変更が生じる可能性があります。

1. 目的

近年、夏季における熱中症による救急搬送者数が急増し、さまざまな場面において幅広い年代層で熱中症が発生しています。熱中症に関する危険性については、これまで主に普及啓発により対策に取り組んで来ましたが、依然として救急搬送者や死亡者が多く発生しており、特に高齢者において、未だに適切な予防行動に効果的に繋がっていない事が課題となっています。

今後、気候変動の影響等により熱中症の危険性がさらに増加する可能性を考慮すると、普及啓発による個人の自発的な行動による取組「自助」のみならず、地域のコミュニティや家族等のネットワークを生かした「共助」や、それらを後押しする地方公共団体による取組「公助」がますます重要となっています。

そこで環境省では、各地方公共団体が、それぞれの地域特性を踏まえた上で、多様な関係主体によるアプローチ「共助」の取組や、地方自治体が「自助」「共助」の後押しを含め包括的・体系的に熱中症対策を実施する「公助」の取組を推進するために、令和3年度地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業（以下、「本事業」という。）において、全国よりモデルとなって必要な対策の検討・実行等を行っていただく地方公共団体を公募します。

2. 内容

本事業では、地方公共団体において、それぞれの地方公共団体内の熱中症リスクを評価し、必要な熱中症対策を検討して計画としてとりまとめ、実行に向けて必要な体制を整備し、令和3年夏に熱中症対策を試行的に実施することを想定し、それらの取組を支援します。具体的な実施内容は、選定された地方公共団体の応募内容を踏まえて、環境省と協議の上、正式に決定します。

応募に当たっては、地方公共団体が期間中に取り組む内容として、以下の3点を含める必要があります。

- 地方公共団体内の熱中症リスクの評価
- 地方公共団体において令和4年度以降も継続的に熱中症対策に取り組むための総合的な計画の策定
- 熱中症対策について地方公共団体内外の関係者と定期的に情報共有・意見交換を行うための体制の整備

上記の取組内容に関する具体的な例としては、以下のようなものが考えられます。

- 地方公共団体内の熱中症リスクの評価をするために必要な情報やデータの収集・分析、アンケート・ヒアリング等の調査・分析等

- 地方公共団体における熱中症対策に関する総合的な計画を作成するために必要な資料作成等
- 熱中症対策について地方公共団体内外の関係者と定期的に情報共有・意見交換を行うための体制の整備に必要な資料等の作成
- 熱中症対策の計画を策定するにあたって、令和3年夏に試行的に実施する熱中症対策の企画・準備・運営・検証（必要な物品や人員の確保を含む）
- 有識者による助言、監修

また、取組内容には、特に、高齢者や子ども等、熱中症のリスクが高い方々を対象とした内容や、環境省と気象庁が連携して令和3年度から全国で実施する「熱中症警戒アラート」への対応を含むことが望ましいです。

なお、本事業に基づく計画、取組の進捗及び成果は、合理的な理由により公表できない部分を除き、一般に公表することが必要となります。

3. 実施期間

本事業の実施期間は、令和3年4月から令和4年2月末までを予定しています。

なお、採択された地方公共団体による取組結果について環境省の「熱中症対策の総合的な推進に係る検討会」において検証するため、取組結果をとりまとめた中間報告書を令和3年10月末日までに、また、最終報告書を令和3年12月末日までに環境省に提出していただくことを想定しています（詳細は採択後に御案内いたします）。

4. 対象

地方自治法に定める普通地方公共団体又は特別区であって、本事業終了後も計画の実行・評価・改善をはじめとして、積極的に熱中症対策を継続して実施する意欲のある団体とします。

5. 実施方法・費用等

(1) 実施方法

採択された地方公共団体は、環境省の指示のもと、応募により提案いただいた取組内容に主体的に取り組んでいただきます。また、環境省と別途契約する請負業者も共同実施者としてその取組の支援を行います。

※ 本事業は補助金ではありません。したがって、実際に取組を行う地方公共団体は、環境省が別途契約する請負業者と共同で実施いただくことで、実際の取組に必要な費用を（上限の範囲で）環境省が負担します。

(2) 対象経費

環境省が負担する対象となる経費は、実際の取組や事業の実施のために直接必要な費用であって下表に掲げる費目に該当するものとします。下表に示した費目に該当しない経費は対象となりません。

見積りに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な減額査

定の対象とします。

| | | | |
|----------|----------------|--|---|
| 直接 経費 | 設備 備品費 ※ | 備品の購入は原則認めない（備品は、取得価格が 50,000 円以上の物品をいう）。事業の実施に必要な設備・備品はリースやレンタルにより調達すること。 | |
| | 消耗品 費 | <u>取得価格が 50,000 円未満の物品。</u> 取得価格が 50,000 円以上の物品であっても、おおむね 2 年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は本事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は消耗品として構わない（消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、ソフトウェア、試作品等）。 | |
| | 人件 費・ 謝金 | 人件費 | 事業に直接従事した者の人件費で主体的に担当する者の経費（ただし、地方公共団体職員は除く）。 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他団体からの出向者の経費等 ・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に担当する者の経費 ・アルバイト、パート、派遣社員 ・事務補佐員、秘書等 |
| | | 謝金 | 事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費（外部委員に対する委員会出席謝金、講演会等の謝金、個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等）、データ・資料整理等の役務の提供への謝金、通訳・翻訳の謝金等）。 *個人に委嘱したものを想定 |
| | 旅費 | 旅費に関わる以下の経費。 ・事業を実施するに当たり外国・国内出張又は移動に係る経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・上記以外の事業への協力者に支払う、事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動に係る経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・外国からの招へい経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・赴帰任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費）等 | |
| | そ の 他 | 印刷 製本費 | 事業に係る資料や報告書等の印刷、製本に要する経費（チラシ、ポスター、写真、図面コピー等の印刷代、報告書の製本代）。 |
| | | 会議費 | 事業の実施に直接必要な会議等の開催に要する費用（委員会開催費、会場借料、会議等に伴う飲食代等）。 |
| | | 通信 運搬費 | 事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等）。 |

| | | |
|--|---------------|--|
| | 光熱水費 | 事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費。 |
| | その他諸経費 | 上記の項目以外に、事業の実施に直接必要な経費等。 <ul style="list-style-type: none"> ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用に係る経費、倉庫料、土地・建物借上料 ・施設・設備使用料 ・学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は「旅費」に計上） ・学会参加費等のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ） ・広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広告宣伝費、求人費 ・保険料（事業に必要なもの） ・振込手数料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代（旅費規程により「旅費」に計上するものを除く） |
| | 外注費 | 外注に関わる以下の経費等。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の外注に係る経費等 |
| | 再委託費 共同実施費 | 請負先が請負業務の一部を更に第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費（間接経費相当分を含む）。 |

※設備の購入費、改良費等の資産を形成する経費及び本事業終了後のリース料は本事業の対象経費にはなりません。

（3）採択件数と経費の上限

採択件数は合計で5件程度を予定しています。また、1件あたりにつき環境省が負担する経費の上限は、10,000千円とします。

6. 応募方法

（1）応募受付期間

令和3年1月12日（火）から2月19日（金）まで（必着）

※最終日は、午後5時までの受付とします。

（2）応募書類

別添の応募書類に必要事項を記入の上、メールでご応募ください。（宛先は「9.

提出及び問合せ先」を参照。)

提出された応募書類については、本事業における選定以外の目的で使用することはありません。個人情報の取り扱いについて同意の上、ご応募ください。

また、記載内容に関する確認等のために、環境省から連絡先に記載されたご担当者にご連絡する場合があります。

7. 選定方法

応募の内容について有識者で構成される審査委員会において審査を行い、その結果を踏まえ、環境省で選定し、応募いただいた地方公共団体にご連絡します。なお、選定結果に関する質問にはお答えいたしかねますので、予めご了承ください。

なお、選定後の採択に当たっては、審査結果や委員の意見等を考慮して、計画の内容、必要経費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。

8. スケジュール

| | |
|--------------|--------------|
| 令和3年1月12日(火) | 募集開始 |
| 2月19日(金) | 募集締切り(17時まで) |
| 3月上旬 | 選定(予定) |
| 4月～ | 支援の開始(予定) |

9. 提出及び問合せ先

環境省大臣官房環境保健部環境安全課
担 当：福嶋、石橋、飯島、数見
メール：netsu@env. go. jp
電 話：03-3581-3351 (内線 6352)